

令和5年5月19日
みどり33推進担当部
公園緑地課

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和4年9月30日(金)午後1時15分頃
(天候:晴れ)

(2) 発生場所 世田谷区大蔵四丁目6番先路上

(3) 相手方 乙 ()

(4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)公園緑地課職員が運転する区有車(軽貨物車)が、管理樹木の状況確認のため現場へ向かっていたところ、脇の歩道を自転車で走行していた乙が進路を変更して車道に出た際に、甲車両の後方側面に乙自転車のハンドル端部が接触して転倒した。

(5) 損傷の程度 甲 人身:なし
物損:車両側面後方の塗装汚れ
乙 人身:左第一指関節捻挫・挫傷、
左下腿打撲、左膝関節捻挫
物損:被服の汚損

2 損害賠償額 147,939円
(特別区自治体総合賠償保険より全額補填される。)

3 専決処分日 令和5年4月18日

位置図



現場説明図

